

## 屋台営業に必要な行政窓口への申請方法

### 1 道路の場合

#### (1) 道路占用許可の申請

申請時期	6月営業開始の場合：5/1～5/8
	7月営業開始の場合：6/1～6/5
申請先	博多区維持管理課（博多区役所 8階 博多区博多駅前2丁目8-1） 電話番号：092-419-1061 中央区管理調整課（中央区役所 3階 中央区大名2丁目5-31） 電話番号：092-718-1086
提出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路占用許可申請書</li> <li>・ 誓約書</li> <li>・ 屋台営業届出書</li> <li>・ 講習会の受講証</li> <li>・ 「設備使用についての誓約書」</li> <li>・ 見取図・位置図・断面図（任意様式でも構いません）</li> </ul>

#### (2) 道路使用許可の申請（道路占用許可書が交付された後）

申請時期	6月営業開始の場合：～5/26
	7月営業開始の場合：～6/26
申請先	博多警察署交通第一課（博多警察署 1階 福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号） 電話番号：092-412-0110 中央警察署交通第一課（中央警察署 1階 福岡市中央区天神1丁目3番33号） 電話番号：092-734-0110
提出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路使用許可申請書</li> <li>・ 地図・見取図・寸法図面</li> <li>・ 道路占用許可書（区役所から交付されたもの）の写し</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">} × 2部</div>

### 2 清流公園の場合

申請時期	6月営業開始の場合：5/1～5/8
	7月営業開始の場合：6/1～6/5
申請先	博多区維持管理課（博多区役所 8階 博多区博多駅前2丁目8-1） 電話番号：092-419-1061
提出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園占用許可申請書</li> <li>・ 公園内行為許可申請書</li> <li>・ 誓約書</li> <li>・ 屋台営業届出書</li> <li>・ 講習会の受講証</li> <li>・ 「設備使用についての誓約書」</li> <li>・ 見取図・位置図・断面図（任意様式でも構いません）</li> </ul>

### 3 飲食店営業許可の申請

申請時期	6月営業開始の場合：～5/12
	7月営業開始の場合：～6/15
申請方法	食品衛生申請等システム（厚生労働省）で申請してください。 <a href="https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp">https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp</a>
事前相談先	博多区衛生課（博多区役所6階 博多区博多駅前2丁目8-1） 電話番号：092-419-1126 中央区衛生課（あいれふ6階 中央区舞鶴2丁目5-1） 電話番号：092-761-7356
提出物	・営業許可申請書 ・営業設備の構造図面 ・営業場所の案内図又は地図の写し ・取扱品目及び調理方法 ・施設の保管場所 ※ 申請手数料 16,600円

### 4 排水設備設置申請

提出時期	6月営業開始の場合：～5/8
	7月営業開始の場合：～6/5
提出先	道路下水道局下水道管理課（市役所6階 中央区天神1丁目8-1） 電話番号：092-711-4534 ※ グリース阻集器を購入する前に、グリース阻集器の容量について同課に相談してください。（営業開始の約1か月前までに）
提出物	・排水設備新設等計画確認申請書 ・誓約書 ・位置図 ・平面図 ・グリーストラップ構造図 ・グリーストラップ選定計算書

### 5 許可証等の提出（道路使用許可証及び飲食店営業許可通知書の交付後）

提出時期	営業開始から1月以内
提出先	博多区維持管理課（博多区役所8階 博多区博多駅前2丁目8-1） 電話番号：092-419-1061 中央区生活環境課（中央区役所3階 中央区大名2丁目5-31） 電話番号：092-718-1086
提出物	・道路使用許可証（警察署から交付されたもの）の写し（道路上の屋台のみ） ・飲食店営業許可通知書の写し ・トイレへの案内図 ・メニュー表